

令和 8 年度北海道地方最低賃金審議会
第 1 回北海道最低賃金専門部会
議 事 録

令和 8 年 7 月 28 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年7月28日（火）14:30～15:23

2 場 所 T K P 札幌駅カンファレンスセンター ホール3

3 出席者

【委 員】 公 益 委 員 亀野委員、國武委員、八重崎委員
労働者委員 金子委員、藤田委員、山田委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、馬込委員

【事務局】 労働基準部長、賃金室長、室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

- （1）北海道地方最低賃金専門部会長及び部会長代理の選出について
- （2）北海道最低賃金専門部会運営規程等について
- （3）北海道最低賃金の改正決定に係る関係労使（参考人）の意見聴取について
- （4）その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

これより令和8年度北海道地方最低賃金審議会第1回専門部会を開催いたします。
本日は、第1回の専門部会ですので、部会長選任まで事務局で進行させていただきます。

最初に、北海道最低賃金専門部会委員につきましては、資料番号1のとおりであることを報告させていただきます。

次に、本日の定足数について報告します。本日は、委員全員の出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項により、委員の3分の2以上の出席の要件を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることを報告いたします。

なお、國武委員におかれましては、14時40分頃に、八重崎委員は16時頃にそれぞれ所要のため退席されることを報告します。

また、本日の専門部会は、本年7月1日に開催されました第1回本審におきまして、公開により開催することが決定されておりますので、公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が12名と、取材のため2名の記者がいらっしゃいますことを報告します。それでは、議事に入りたいと思います。

議事(1)「北海道地方最低賃金専門部会長及び部会長代理の選任について」です。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項並びに第25条第4項に基づき、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。当専門部会では、従来から推薦により候補者を確認し、委員の皆様から御承認をいただく方法で選任していただいております。今回も同様の方法でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○賃金室長補佐

ありがとうございます。それでは従来どおり推薦により選任させていただきます。委員の皆様から御推薦がございましたらお願いします。

○八重崎委員

はい。

○賃金室長補佐

八重崎委員、お願いします。

○八重崎委員

公益代表委員の八重崎です。

昨年までと同様に部会長に亀野委員、部会長代理に國武委員を推薦させていただきます。

○賃金室長補佐

ただ今、部会長に亀野委員、部会長代理に國武委員を御推薦いただきました。他に御推薦・御意見はございますでしょうか。

○各委員

なし。

○賃金室長補佐

御意見は無いようですので、亀野委員を部会長、國武委員を部会長代理として御承

認いただけますでしょうか。

○各委員

異議なし。

○賃金室長補佐

御承認いただきましたので、部会長を亀野委員、部会長代理を國武委員にお願いします。

これからの議事の進行を亀野部会長にお願いします。

○亀野部会長

部会長に選任されました亀野でございます。昨年度に引き続きまして、今年度もよろしくお願いします。

それでは、議事（２）「北海道最低賃金専門部会運営規程等について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

「北海道地方最低賃金専門部会運営規程」につきましては、３ページの資料番号２として配布しておりますので御参照願います。

説明申し上げますのは、運営規程第５条の専門部会の審議の公開についてです。原則として公開すると定められておりますが、ただし書きで「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる」とされています。

本日の第１回専門部会は、第１回本審にて公開での開催を承認されておりますが、第２回目以降の公開・非公開については、第１回専門部会で確認することとされておりますので、第２回目以降の議事の公開・非公開について御審議をお願いします。

○亀野部会長

ただ今、事務局から説明がありました、「第２回目以降の議事の公開・非公開」について御意見・御質問はございますでしょうか。

○山田委員

非公開でお願いしたいと労働者側は考えています。

○亀野部会長

他に御意見ございますか。

○池田委員

使用者側も非公開をお願いします。

○亀野部会長

労働者側、使用者側、非公開でという御意見でございました。

それでは、第2回目以降の専門部会につきましては、非公開情報等の発言が想定されることから、「公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、部会長としては、皆さんの意見を踏まえまして、第2回目以降の審議は非公開としたいと思いますが、その方針でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野部会長

異議なしということですので、第2回目以降の審議は非公開とさせていただきます。その他、事務局から何かありますか。

○賃金室長

本日開催されました第2回本審におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますので、最低賃金専門部会が全会一致で議決された場合は、その議決が審議会の議決となることを報告します。

○亀野部会長

ただ今の事務局からの説明につきまして、御質問はございますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野部会長

では、「最低賃金専門部会が全会一致で議決された場合は、その決議が審議会の決議とする」ということにさせていただきます。

続いて、議事の（３）「北海道最低賃金の改正決定に係る関係労使（参考人）の意見聴取について」を行います。本日は１名の参考人から意見聴取を行うこととなっております。参考人の氏名や所属につきましては、５ページの資料番号３の名簿に記載されておりますので御確認願います。

事務局は、参考人を御案内してください。

○賃金室長補佐

労働者側参考人といたしまして、山本健太郎様を御紹介いたします。山本様、よろしくお願いいたします。

○亀野部会長

山本さんですね。本日は北海道最低賃金の改正審議の参考とするために御意見を伺うこととしております。意見発表は１５分程度でお願いします。御意見を伺った後に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、意見発表をお願いします。

○参考人

まず、現在、私の会社の取り巻く状況と今後の見通しについての考えですが、私が所属する業種が介護系ということで、今よりも悪くなることは考えにくいかと思っていますので、この労働環境面とか、給料形態の待遇面で、今年６月に上向いたという感じがあったので、そのまま良くなっていければと思っています。

２番の賃上げの上昇率が前年と比べて、介護報酬の臨時改定で、大体３％から４％ぐらい上がった形にはなっております。

３番の会社における正職員と臨時職員の比率は、私の職場では臨時職員が７人に対して正社員が１の割合になっています。

４番の会社において時間給の対象となっている労働者は全体の何パーセントか位か、また、男女の比率はどのような状況ですかというところでは、時間給は約７割で、男女比率は、男性が１に対し女性が４となっています。

会社で、時間給の額の決め方、何を基本に決めているかというのは、私は夜勤専従で働いていまして、その給料形態は日給制となっているので、時給換算では見ていないので、申し訳ないですが存じ上げません。

6番の最低賃金について、現在の賃金についての考えですが、全ての業種で低いのか職種で分からない部分もあるので、全てが低いとは思わないのですが、職種によっては、まだ上がってもいいような職種があるように感じています。

最低賃金の今後の改正についての考えですが、昨今の物価上昇等が影響して、賃上げしたにもかかわらず、出ていく分の割合の方が増えたという感じなので、あまり上がった実感がないというのが正直なところだと思います。それに関して賃金の底上げ等で最低賃金が上がっていくことに、僕は賛成の意見を持っています。

7番の最低賃金に関する意見は、私が携わっている医療・介護・福祉に関しては、もっと待遇が良くなってもいいのではないかと考えています。私自身は、世代としては、失われた30年のちょうど真ん中ぐらいになりまして、派遣一方で正職員に就けない時期が長かったもので、それも経験がほとんどない形だったので、やっと今の労働環境で、前よりは良くなったのかなっていうのを、肌で感じられるようにはなったと思います。

最低賃金の部分で、仕事を選ぶ、選ばないという形によって、私たちの世代より下の人たちが、働いてもらえないっていう形、もしくは働いても給与面の待遇でこれ以上続けられないっていう形で、辞めていってしまうというのが、現状あるので、やはりそういう面でも、労働人口を増やすという形というよりは、今後そういった面で上がっていけば、働く意欲のある人たちが増えていくのではないかと感じています。

これで、僕の記載した意見は終わりです。

○亀野部会長

ありがとうございました。御発表いただきました御意見に関しまして、各委員から何か質問等はございますでしょうか。

○藤田委員

はい。

○亀野部会長

はい、お願いします。

○藤田委員

労働者代表委員をしております藤田と申します。本日はお越しいただきましてありがとうございます。私も労働組合の役員をしている関係で、私どもの所属をしている加盟組合の中に介護で働いている方も多くいらっしゃるので、その辺りのお話を伺わせていただきたいと思います。

先ほどの物価が上がる中で、なかなか賃金が追いついていかないということで、非常に苦しまれているというお話や、なかなか処遇が改善されないことで、人が定着しない、辞めていくというお話がございました。私どもの加盟組合の組合員さんも、結構そういう御意見を多くいただいておりますけれども、なかなか今、賃金が上がらないことで、介護で働いている人が定着していかない、離職につながっている、他の業種に流れていくというような傾向は、御社の中で多く見られる現象なのかどうかというのを、お伺いできればと思います。

○参考人

実際そういう方も僕の働いている職場でいました。日勤夜勤を交互にして、もしくはその介護の場所を掛け持ちして、夜勤をする形で収入を補うという方もいますが、どうしても一か所では働けないとなると、その分、夜勤の回数が増える。日勤で働くのにはどうしても資格がある程度必要になるので、その資格取得のためにどうしても金銭がいるという形で、それを捻出するために働かなきゃいけない部分で増やしたいけれども、労働基準の関係で、これ以上働けない。夜勤に関しては、そういうのが特に出てくるので、頭打ちになってくる部分は、正直あると思います。

○藤田委員

ありがとうございます。

○亀野部会長

他にはいかがでしょうか。

○山田委員

はい。

○亀野部会長

山田委員、お願いします。

○山田委員

今日はありがとうございます。私からは、2番目に述べていただきました、御自身の賃上げの状況について、今年6月に介護報酬の臨時改定ということで、3から4%位、おそらく全体でもそうだと思うのですが、個人での部分で構わないのですが、今年、改定がありましたけど、改定のない今までの中で、きちんと給与自体は上がってきたかどうか、パーセンテージは別として、賃上げがされてきたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○参考人

私自身に関してだと、今の職場が3年目ですが、その改定までは日当で固定の形で、変わらず働いています。

○山田委員

今年はそうですね。

○参考人

今年の6月から上がった形です。

○山田委員

ありがとうございます。続けて聞けばよかったのですが、これも御自身のことで構わないのですが、これは記載がないのですが、ここ近年、物価が上がって、去年はちょっと高めなので、3年目ということで、今年上がったということですが、今までと比べて、御自身の生活、給料が上がったから少し改善されたとは思いますが、ここ数年トータルで考えると、生活は今までと変わらない、悪くなった、良くなった、3つぐらいあると思いますが、御自身はどうでしょうかというのを、2つ目の質問としてお聞きします。

○参考人

入ってくるお金は、正直あまり変わってないというイメージですが、出ていくお金の方で調整して、生活水準を下げないように生活するという考え方を持ってないと、正直仕事が続かなくなってしまうので、仕事のモチベーションを下げないために、そっちをいじるという形で調整していました。

○山田委員

ありがとうございました。

○亀野部会長

他は、いかがでしょうか。

○山田委員

1件だけお願いします。男女の割合が書いていますが、全社でどれぐらいの人数が、アバウトでも構わないのでお願いします。

○参考人

日勤・夜勤含めて、14、5人です。

○亀野部会長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

○各委員

なし。

○亀野部会長

ありがとうございました。これで質疑は終了したいと思います。山本様、本日どうもありがとうございました。いただいた御意見につきましては、今後の審議の参考にさせていただきます。その他に事務局から何かありますか。

○賃金室長

本日、意見陳述をいただきました山本様のほかに、令和8年7月1日の公示に基づき、関係労働者及び関係使用者から意見書の提出をいただきましたので、資料番号3として配布しております。

提出をいただきましたのは、芙蓉株式会社様及び株式会社キタデン様、北海道労働組合総連合様、株式会社りんけい様の3件でございます。

委員の皆様には、提出されました意見書を御覧いただきまして、今後の審議の参考としていただきたいと思いますと考えております。事務局からは、以上でございます。

○亀野部会長

事務局からの報告について、何か質問等がありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野部会長

よろしいでしょうか。続いて、議事（４）「その他」について入ります。
事務局から何かありますでしょうか。

○賃金室長

２点ございます。

１点目は、本日、配布いたしました資料のうち、資料番号４以降についての説明です。資料番号４から７までは、第１回本審資料番号の６から８まで及び１１を最新の数値に更新したものです。資料番号８及び９は昨年度の専門部会に配布した資料を本年度の数値に更新したものです。資料番号１０は、価格転嫁状況等について、北海道に関する数値を表にしたものです。参考資料番号１から１０までは、目安小委員会に提出されている資料となります。なお、参考資料番号６及び７は、第３回目安小委員会までの更新資料を反映したものとしております。

また、本日の本審において、厚生労働大臣からのメッセージをお伝えいたしました。が、北海道労働局長からもメッセージが出されましたので配布させていただきます。

内容を読み上げますと、「令和８年７月２１日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６が閣議決定されました。令和８年度北海道最低賃金について、これらに配慮した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。令和８年７月２８日 北海道労働局長 村松達也」となります。

次に２点目は、第２回目以降の専門部会の開催日程でございます。

昨日までに目安答申が行われず、本日、第６回目安小委員会が開催されております。本日中に目安答申が行われるかは分かりませんが、専門部会の会場につきましては、明日から来週まで北海道労働局の７階会議室を予約しております。

○亀野部会長

事務局から２点ございまして、１点目は今日配布した資料の、特に数字の関係の資料の説明と労働局長からのメッセージですね。２点目が専門部会の開催日程、今後の２回目以降の開催日程についてです。

まず1点目の資料、数字の関係の資料をたくさん用意していただきました。その資料と北海道労働局長からのメッセージにつきまして、御質問とか御意見ありましたらお願いしたいと思います。

○山田委員

はい。

○亀野部会長

山田委員お願いします。

○山田委員

北海道労働局長からメッセージが出たのは、おそらく初めてという気がしますが、本審で大臣からのメッセージが届いたと思いますが、それを踏まえれば同じことなのかなという気がしますが、あえて出された理由等があれば教えていただきたいなと思います。

○亀野部会長

これは事務局からお願いできますか。

○賃金室長

毎年の最低賃金の諮問文につきましては、骨太の方針を反映した審議をお願いしますという内容が書かれております。今年につきましては、諮問を行った際には、骨太の方針がまだ出ておらず、書いておりませんでした。そのため、今回、骨太の方針が出た後に、大臣からメッセージが寄せられ、それに基づき地方局長も地方審議会に対してメッセージを出すようにとのことでしたので、今回出させていただいたものとなります。

○亀野部会長

山田委員、よろしいですか。

○山田委員

分かりました。

○亀野部会長

骨太の方針が遅れたからということですね。

他ございますか。よろしいですかね。

では、数字の資料をたくさん用意いただきましたので、これは第2回目以降の専門部会での審議の参考にしたいと思います。

次に専門部会の次回以降の日程について、皆さんの御審議をいただきたいと思っております。まだ目安の答申が出てない状況ですが、明日7月29日水曜日に行くという方向でしたが、それをどうするかという御意見を伺いたいと思っております。行くということであれば、時間を決めたいと思います。

○藤田委員

去年も確か同じような状況だったと思いますが、去年はどういう形で次回の日程を決めていたのでしょうか。ここで決めないで事務局から連絡が入ったような気がするのですが。

○山田委員

できれば、午後にでも設定していただいて、今日も目安審議されていると思いますので、今日中に決まれば、明日、目安伝達ができるかと思っておりますので、今日決まらなければ、午前中にメール等で「今日、開催中止」ということを、昨年に行っていたと思いますが、基本的に2回目は目安伝達されてからと思っていますので、そのような調整でもよろしいかと思っております。

○亀野部会長

使用者側は、いかがですか。

○池田委員

もし明日やるということであれば、時間は遅い設定の方がいいと思います。

明日の午前中に、中央の目安が出る可能性が無きにしも非ずということで、仮に15時に設定しておいて、もし目安が出なければ、開催しないということでもいいと思います。

○亀野部会長

事務局、何かありますか。

○賃金室長

目安が今日決まりましたら、本省から連絡が来るとありますが、明日、決まりそうだということになりますと、本省から事務局に通知は来ないと思いますので、難しい状況になると思います。

○労働基準部長

通知が来ないというのは、中央の公益委員見解の成文が、こちらに多分来ないだろうと思われるということです。

○山田委員

基本は今日決まるかどうかだと思います。明日決まってその日というのは、多分現実的にはできないので、今日決まれば3時頃で構わないと思いますが、明日午前決まったから午後からってというのは現実的ではないという話ですね。目安が伝達できないということであれば、明後日ということになります。

○亀野部会長

私は、明日午後3時頃までなら出席が可能ですが、それ以降となると私と國武委員は出席できない状況ですが、午後1時からの出席は可能です。

そのため、今日、目安額が決まったら、明日の午後1時から専門部会を行うことにし、今日、目安額が決まらなかったら、明後日の皆さんの都合がつく、午前9時半から専門部会を行うということでいかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野部会長

では、目安が今日中に決まれば明日午後1時に行うことにし、目安が決まらなければ明日は中止として、明後日の午前9時30分ということにしたいと思います。

○亀野部会長

去年は、全ての日の日程を決めたと思います。皆さんも色々と御都合があると思いますので、今年も決めたいと思います。

事前にまとめていただいた予定表では、7月31日は午後から委員全員が出席可能となっていましたので、午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野部会長

8月3日月曜日の予定を見ると、午後から可能と思いますが、この日も午後1時から行うことでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野部会長

8月4日は、午前中が全員出席可能となっていますので、午前9時30分から行うことでどうでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野部会長

8月5日は午後から本審が予定されているので、皆さんの予定を見ると午前は問題ないようです。審議の状況にもよりますが、8月5日も午前9時30分から行うことでどうでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野部会長

では、改めてお伝えしますので、事務局も確認してください。

今日中に目安の答申が出た場合は、7月29日午後1時から行います。今日中に目安が出なければ、明日は中止にして、明後日7月30日木曜日午前9時30分から行うことにしたいと思います。

今日中に目安が出て、明日、専門部会を行った場合でも、明後日7月30日午前9時30分から専門部会を実施します。その後の予定は、審議の状況によりますが、仮押さえという趣旨で、7月31日金曜日は午後1時、8月3日月曜日も午後1時、8

月4日火曜日は午前9時30分、8月5日水曜日も午前9時30分で、会場はいずれも労働局7階会議室で大丈夫でしょうか。

○賃金室長

はい。

○亀野部会長

では、専門部会は労働局の7階会議室で行うことにします。

明日行うかは、ニュースを見ていれば分かるかもしれませんが、確認のため事務局から委員の皆さんにメールを送っていただけますか。

○賃金室長

専門部会委員の皆様に、メールを送信させていただきます。

○亀野部会長

他に何かございますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野部会長

特にないようですので、第2回目以降から本格的な審議ということになりますが、実りのある審議にしたいと思いますので、御協力よろしくお願いします。

それではこれで第1回の北海道最低賃金専門部会を終了します。

ありがとうございました。